

平成 30 年度 第 4 回「性教育の手引」作成委員会議事要旨

1 日時 平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

2 場所 東京都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 C

3 議事概要

(1) 東京都教育委員会挨拶 東京都教育庁指導推進担当部長 藤井 大輔

- ・学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、人間尊重の精神に基づいて行われる。
- ・作成委員会において、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に指導した上で、現代的な課題等を踏まえ、児童・生徒の状況に応じて、保護者の理解・了解を得ながら指導をしていくことが重要であり、東京都医師会と連携し、専門家である産婦人科医を活用したモデル授業の取組や成果等についても、「性教育の手引」へ反映することを確認した。
- ・改訂された「性教育の手引」を参考に、全ての教員が共通認識の下、子供たちが性に関して正しく理解し適切に行動できるよう、性教育の充実に取り組んでいく。

(2) 石川委員長挨拶

- ・第 3 回作成委員会では、基礎編の進捗状況、実践編の各校種からの報告があり、全ての生徒に学習指導要領に示された内容を確実に教えることの大切さと、多くの教科の事例が紹介され、性教育が学校全体で行われることを確認した。
- ・具体的には、基礎編においては、産婦人科医等医師による授業は効果的な取組であること、「教材・教具についての考え方」等の内容が掲載されるのは、大変重要な視点であるとの御意見を頂いた。
- ・実践編については、各校種の具体的な授業内容が分かり、他の校種における指導事例を個別指導等の参考として活用できるよう一冊に取りまとめること、手引は基礎編と実践編の二部構成とし、基礎編は各校種に共通する内容、実践編は「小学校編」、「中学校編」、「高等学校編」、「特別支援学校編」とし、各校種の発達段階に応じて、生物的側面、心理的側面、社会的側面に加え、生命尊重の四つの側面から指導事例を示すことを確認することができた。

(3) 協議

ア「性教育の手引」基礎編について

- ・性教育は、多くの教科と関連していることが分かるように、生活科、社会科・公民、理科・生物、情報科など、関連する教科を示し、実践編との整合性を図った。
- ・生徒アンケートについては、今年度実施した全 5 校のモデル授業のアンケート結果を掲載した。「本日の授業の内容は分かりやすかったですか」の質問に対して、95%の生徒が肯定的に回答しているなど、どの質問についても肯定的な割合が高い結果となった。
- ・「2 性教育に関する状況（管理職の意識調査）」の (8)「性に関する授業は医師等の外部講師を活用することが効果的である」と回答した校長が 89%であり、(9)「性教育を行う際に、都教育委員会から医師等の外部講師を派遣してほしい」と回答した校長は 79%だった。これらの調査結果を踏まえ、モデル授業の取組を行った。外部講師による授業は大変効果的な取組であり、今後この取組を拡充していく。
- ・第 3 回作成委員会を受け、「性に関する連絡・相談先」を掲載し、児童・生徒だけでなく、教員も連絡できる機関を示し、学校が児童・生徒に相談機関を紹介できるようにした。

- ・学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く精神である人間尊重の精神に基づいて行われる。そのため、学習指導要領で生命尊重や人間尊重の精神について示してある箇所を掲載し、児童・生徒の実態に応じた指導に生かせるようにした。
- ・学校において行われる性教育は、各教科・科目、道徳科、特別活動及び総合的な学習の時間において指導を行い、学校の教育活動全体で共通理解を図ることが重要である。さらに、学校全体で共通理解を図るためには、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科等横断的な指導が必要であり、「生命尊重」の指導についても、各教科等への指導に生かせるよう、具体的な事例を示した。
- ・性教育は多くの教科と関連していることが分かり、良い手引となっている。特に小学校から中学校、高校へという系統性が示されていることは、各学校、校種の内容を意識して授業に取り組むことができる。
- ・性教育のモデル授業は、保護者の理解を求め、また、派遣される産婦人科医と学校側で打合せを行うことが大切である。校長や生徒から理解しやすかったという意見が出ており、大きな成果である。学習指導要領に示された内容の指導を行った上で実施し、かつ、産婦人科医と指導する内容について打合せを行うことが大切である。今後、都教育委員会と東京都医師会との連携を引き続き強化してもらいたい。
- ・1月に実施されたモデル授業では、50分の授業のうちの30分間を産婦人科医が話した。豊富な内容がコンパクトにまとめられており、知識を理解するだけでなく、一人一人が考え、心で感じる事が大事だと思われる授業であった。産婦人科医から直接授業を受ける機会があることは、生徒の心に残り、意義あるものだと感じた。授業の最後に相談の場所、連絡先なども教えており、さらに、外部講師が学校の近隣の産婦人科医の方だと、日常的にも相談しやすくなる。
- ・今回の手引は、性教育について、人間の性を人格の基本的な部分として捉え、生命尊重が大事であることを掲げ、さらに総合的に指導することの重要性が強調されている。生物的側面、心理的側面、社会的側面に加え、生命尊重の四つに分け、指導する側にとっても、非常に多面的な面から性を捉えることの重要性が指摘されている。様々な教科等に性は関係しており、生命尊重の視点で性教育は行われるという、大きな視野の下でこの手引が作られていると感じた。
- ・性に関する指導については、総則にあるように、児童・生徒の発達段階を考慮する、学校の教育活動全体を通して行う、家庭や地域社会と連携を図るという三原則が、学習指導要領の全体にかかっており、特に体育・保健体育科の性に関する指導に関しては、必ず記述されている。新学習指導要領でも同様である。例えば、発達段階を踏まえていなかったり、学校で共通理解を図らずに実施したり、保護者の理解を得られないことから問題になることが多く、必ずこの三原則を明記していることが、重要な点である。学習指導要領の特別活動には、特に個別指導と集団指導を配慮するという文言が入っているので、個別指導と集団指導を入れることも大切である。三原則を守ることが大切であることが、学習指導要領によって明確に位置付けられているということを知りやすく記述するとよい。
- ・指導者は、エイズ患者とH I V感染者というのを明確に分けて知ってもらいたいので、適切に表記していくといい。
- ・相談等の窓口の紹介をしたことは良いことである。そして、学校組織で児童・生徒が相談しやす

い雰囲気づくりをしていくことが大切である。

イ「性教育の手引」実践編について

- ・小学校ワーキンググループでは、指導事例で使用する絵カードやパワーポイントがどのようなものか分かる形式にした。
- ・また、教員が授業をイメージできるような事例になることを心掛けて、教員一人一人が自信をもって、安心して授業が進められることを考えて作成した。
- ・教科担任制ではない小学校で、経験の少ない教員でも自信をもって指導するために、多くの事例があることは参考になる。事例を見たときに実践してみたいと思うように作られている。特に、性教育に関する学習内容を生命尊重、生物的な側面、心理的な側面、社会的な側面で書かれているのは、何年生の担任でも、教科横断的な指導をするときにも活用ができる。
- ・「性教育に関する各学年の主な学習内容」にある、生物的側面、心理的側面、社会的側面のうちの、社会的側面の学習内容に、「私たちと現代社会」「私たちと経済」、「私たちと政治」、「私たちと国際社会の諸課題」とあるが、社会科の公民分野では、現代社会にある様々な問題を自分のこととして捉えて解決していくことが重要である。そこで扱う性の問題として、具体的には、一つは少子高齢化という問題がある。仕事と子育ての両立の難しさや晩婚化、それによって一人の女性が産む子供の人数が減っていること、また、保育園の問題や、子育て支援が必要なことなどを勉強していく。基本的人権と個人の尊厳では、日本国憲法で、性別によって差別されないということが規定されていること、公民及び家族生活に関する男女の本質的な平等ということを勉強する。
- ・高等学校ワーキンググループでは、「性教育に関する主な学習内容」にある社会的側面に、家庭科や公民・公共「公共の扉」などを入れた。新学習指導要領から新設された公共という科目においては、低学年の設置が望ましいと示されているので、1、2年に入れた。
- ・新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」の視点を考えながら、ペアワークやグループワーク、ディスカッション、ワークシートによる個人学習などを、教材の工夫として行った。また、ICT機器の活用も工夫した。
- ・特別支援学校ワーキンググループでは、今回の手引を、今後10年先を見通して活用できるものにするために、特別支援学校において、性教育を進めるための基本的な考え方、大事にしなければならないポイントを指導事例の前に記載した。
- ・大きく三点の柱がある。一点目は、特別支援学校における性教育の進め方で、性教育の基本的な考え方、教育課程への位置付け、年間指導計画の作成上の留意点、指導体制の整備、障害の程度や発達の段階等に即した指導内容について掲載している。二点目は、障害に応じた指導上の配慮事項として、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者、知的障害者、そして、通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への配慮事項を掲載している。三点目は、家庭や地域、関係機関との連携として、保護者への指導計画等の提示、授業参観等の実施、性被害防止等の情報提供や啓発活動、地域の情報の収集・検討についても掲載している。
- ・指導事例は、障害種別に考えられる配慮事項や応用できる事項というものを全ての事例の中に記

載したこと、また、指導の連続性が担保できるように、指導の事例を組み合わせたり、また、順番を入れ替えたりすることも可能であり、子供たちの発達段階に応じて様々な活動ができるというのが特徴である。

- ・知的障害以外の小中学校、高等学校に準ずる教育課程、知的障害が軽度の生徒のいる高等部については、小、中、高等学校編の実践編を参考にする。知的障害の事例は、特別支援学級や通常の学級に在籍する配慮を要する子供、発達障害のある子供の指導の際にも参考になると思う。
- ・今年度、具体的なデータを基にし、現状を分析しながら作成することを考えてきた。特に、今年度初めて全公立中学校の校長に性教育の実態を調査し、その中で、「医師の活用が効果があるのではないか」や「どのように教えたらいいか分からない」という意見があり、モデル授業の取組の実施に至った。
- ・東京都教育委員会の基本方針の一つに、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成というのがある。「すべての大人、子供たちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる」とあり、そのために「心の教育を充実する」としている。これは教育活動全てに共通することである。今後、バランス良く心の教育を性教育の中で丁寧に取り組むことが大事だと考える。

4 出席者

	所属・職	名前	出席
検討委員会	全国性教育研究団体連絡協議会前理事長・神戸大学名誉教授	石川 哲也<委員長>	○
	国立成育医療研究センター理事長	五十嵐 隆	○
	東京都医師会学校医委員会副委員長	山田 正興	○
	北区立なでしこ小学校校長	大田 裕子	○
	三鷹市立第六中学校校長	郡 吉範	○
	東京都立晴海総合高等学校校長	庄司 一也	○
	東京都立小金井特別支援学校校長	金子 猛	○
	東京都福祉保健局 健康安全部エイズ・新興感染症担当課長	根岸 潤	○
	東京都青少年・治安対策本部 総合対策部青少年担当課長	堀江 敏彦	○
	東京都教育庁 指導推進担当部長	藤井 大輔<副委員長>	○
	東京都教育庁 都立学校教育部学校健康推進課長	石丸 雄二	○
	東京都教育庁 地域教育支援部歯科保健担当課長	山田 善裕	○
	東京都教育庁 東京都教育相談センター一次長	月山 良明	○
	東京都小学校PTA協議会会長	奥村 透	○
	東京都公立中学校PTA協議会会長	井門 明洋	○
	東京都公立高等学校PTA連合会会長	池本 義信	○
東京都特別支援学校PTA連合会会長	長田 晋	○	
ワーキンググループ (副校長の委員)	八王子市立館小学校副校長	盛光 万紀	○
	豊島区立西巣鴨中学校副校長	青柳美由紀	○
	都立板橋有徳高等学校副校長	松尾 成美	○
	東京都立志村学園副校長	佐藤るり子	○
	東京都立武蔵台学園副校長	井上 一仁	○